

科目名	<b>民事訴訟法 I</b>	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群		
			法学部	□ 必修	■ 選択
			学部	□ 必修	□ 選択
英文表記	<b>Civil Procedure Law I</b>	開講年次	□ 1年 □ 2年 ■ 3年 □ 4年		
		開講期間	■ 前期 □ 後期 □ 通年 □ 集中		
ふりがな	つなしま きみひこ	実務家教員担当科目	○	修得単位	2 単位
担当者名	<b>綱島 公彦</b>	実施方法	■ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用		
授業のテーマ	民事紛争解決の最終的手段である民事訴訟の手続について、基本的な知識を習得する。				
到達目標	後期開講の民事訴訟法Ⅱと合わせて受講することで、民事訴訟制度の基本的な理念や制度の基本構造を理解した上で、民事裁判手続全般について具体的なイメージを持つことができ、より専門的な学習への足掛かりとすることができる。				
授業概要	民事訴訟手続を定める民事訴訟法の規定について、原則として、テキストに沿って説明していくことが中心となりますが、初学者には難解に感じられる手続法上の理論的問題につき、実際の裁判でどのような形で問題になったかなど、できるだけ具体的な問題として捉えることで、理解の促進を図ります。				
授業計画					
第1回	序論・民事訴訟の全体像① 民事紛争と民事訴訟 民事訴訟手続全体の流れ				
第2回	民事訴訟の全体像② 通常訴訟と特別訴訟 民事訴訟の目的と限界（法律上の争訟）				
第3回	本論・訴訟の開始① 訴え(1) 訴えの種類 請求と訴訟物、処分権主義				
第4回	訴訟の開始② 訴え(2) 訴えの利益				
第5回	訴訟の開始③ 当事者(1) (当事者能力と当事者適格 訴訟担当)				
第6回	訴訟の開始④ 当事者(2) (訴訟能力 訴訟上の代理人)				
第7回	訴訟の開始⑤ 裁判所 (裁判所の構成 管轄 移送 除斥・忌避・回避)				
第8回	訴訟の開始⑥ 訴え提起後の手続(1) (訴状審査 送達)				
第9回	訴訟の開始⑦ 訴え提起後の手続(2) (訴え提起・訴訟係属の効果 重複起訴の禁止)				
第10回	訴訟の審理① 審理の具体的な流れ 口頭弁論における諸原則				
第11回	訴訟の審理② 裁判所と当事者の役割分担(1) 当事者 (弁論主義)				
第12回	訴訟の審理③ 裁判所と当事者の役割分担(2) 裁判所 (釈明権 職権進行主義)				
第13回	訴訟の審理④ 争点整理手続				
第14回	小括・振返り及び補充の講義				
第15回	問題演習				
第16回	定期試験				
授業時間外の学習	理解できなくてもよいので、各回の授業の前にテキストの該当部分をよく読んで疑問点を整理しておきましょう。採用したテキストは比較的平易な入門書でコンパクトに書かれているのですが、読んだだけでは何のことか分からないこともあると思います(1.5時間程度)。授業後は、資料を見返したりテキストの該当部分を再読するなどして復習し、事前の疑問点が解消したか確認してください(1.5時間程度)。				
履修条件 受講のルール	民事実体法の知識が必要になるので、民法科目(総則、物権、債権総論・各論、家族法)の少なくともいずれかを履修していることが望ましいですが、必ずしも単位を取得していなくてもかまいません。もつとも、民事裁判手続に興味を持っていることが必須条件です。				
テキスト	安西・安達・村上・畑著『民事訴訟法』[第3版](有斐閣ストゥディア) 六法(民法、民事訴訟法及び民事訴訟規則の条文を授業中に参照できるようにする。)				
参考文献・資料	別冊ジュリスト・民事訴訟法判例百選(第6版)のほか、講義で適宜指摘します。資料等は、Portal Siteで配布しますので、事前に必ずPortal Siteを確認するようにして下さい。				

成績評価の方法	<p>定期試験の結果を 70%とし、重要箇所につき適宜実施する小テストの結果及び授業貢献度（自ら質問したり、講師からの質問に対してとにかく何か応答するなど、授業に積極的に関わる姿勢をいう。）を 30%（ただし、加点事由としてのみ考慮するものとし、誤答等による減点はしない。）として、総合判断します。</p> <p>※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。</p>
オフィスアワー	月曜日 14:40 ~ 16:10 金曜日 13:00 ~ 14:30
成績評価基準	秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	<p>裁判官としての民事裁判実務経験に基づいて、できるだけ民事裁判の具体的なイメージを伝えることで、難解といわれる手続法の理解の促進を図りたいと思います。</p>
学生へのメッセージ	<p>実体法（民法など）は、特定の部分（例えば物権法）だけでも深く考えればそれなりに面白いということがありますが、手続法は、民事裁判手続全体を理解してからでないと、個々の論点の意味が理解しづらいため、初学者にはとっつきにくく、面白味がないと思われがちです。しかし、実際の民事裁判手続を思い描きながら学ぶことで、少しでも面白味を感じながら最後まで学習してもらえると嬉しいです。</p>